

2018年11月14日

外務大臣 河野 太郎 様
防衛大臣 岩屋 毅 様

日本共産党島根県委員会
委員長 後藤勝彦

米軍機の低空飛行訓練中止と美保基地機能強化、イーグス・アショア配備に関する申し入れ

安倍首相は、臨時国会で自民党改憲案を衆参両院の憲法審査会に提示する意向を示しています。憲法9条は1項の「戦争放棄」の保障として、2項で「戦力の保持の禁止」を明記しています。安倍首相のいうように、1項、2項に加えて3項で「自衛隊」を明記すれば、9条2項の空文化＝死文化に道を開き、海外での武力行使が無制限になってしまいます。

島根県内でも、憲法に反する無法な米軍機の低空飛行訓練や美保基地の機能強化など、危険な動きが具体化しています。県西部を中心にした低空飛行訓練によって子どもたちは爆音に脅え、住民の安全が脅かされ続けています。特に、小・中学校や保育施設をはじめ、介護施設や医療施設などの上空を飛行し、乳幼児、高齢者、病気療養中の方からは、突然聞こえてくる轟音により、極度のストレスや不安を訴える声が後を絶ちません。

また、昨年10月11日には、米海兵隊岩国基地所属の米軍機が広島県北広島町上空で、火炎弾「フレア」を発射しました。米軍は、フレア訓練は航空機のパイロットの命を守るために必要不可欠という以上、フレア訓練の常態化が危惧されます。

岩国基地においては、昨年11月、核兵器の搭載が可能な最新鋭ステルス戦闘機「F35」16機の配備が完了し、世界で唯一、海外配備されている空母艦載機部隊の厚木基地からの移駐も今年3月末に完了しました。移駐完了後の所属機は計約120機に倍増し、岩国基地は極東最大の米航空基地となりました。基地の戦闘攻撃能力は格段に強化され、騒音・飛行事故など周辺住民への危険性が一気に高まり、島根県西部での無法な低空飛行訓練が拡大することは必至です。

防衛省の来年度概算要求では、陸上配備型迎撃システム「イーグス・アショア」本体を2基導入する2352億円もの関連経費が計上され、配備候補地とされている山口県萩市では、電磁波の影響やテロ攻撃の標的となることへの不安とともに、「北朝鮮情勢が変わっているのになぜ必要か」という批判が噴出しています。

島根県東部においては、航空自衛隊美保基地に「C-2輸送機」や大型輸送ヘリ「CH-47JA」の配備に加え、2020年度以降、空中給油機「KC-46A」の配備が計画され、さらなる基地機能強化がはかれようとしています。美保基地では今年4月～9月末までの半年間で、航空機の部品落下が7件発生しました。特に、2016年度から配備が始まったC2輸送機の部品落下が6件と多数を占め、基地機能強化による被害発生への不安が高まっています。

いま、日本に求められているのは、朝鮮半島の平和の激動に逆らい、憲法9条を変えて「戦争する国づくり」を進めることではありません。日本の防衛とは関係のないアメリカの戦争に、日本と島根県が巻き込まれることなく、平和な日本、安全安心の島根をつくるため、下記事項を要望します。

記

(1) 米軍岩国基地・米軍機の低空飛行訓練、「イーグス・アショア」の配備について

1. 騒音測定器の測定結果からも、「日米合意」に反する訓練が行われていることは明らかである。この事実に対し、「米軍の運用上の問題」として背を向けることは許されない。「日米合意違反」に反する無法な訓練に断固たる抗議を行うこと。
2. 国として無法な米軍機の低空飛行訓練、フレア訓練の実態を徹底して調査すること。また、被害の解消に向けた具体的な取り組みを示すこと。
3. 低空飛行訓練、フレア訓練は中止するよう米軍に求めること。
4. 山口県萩市への「イーグス・アショア」配備は中止すること。

(2) 美保基地の基地機能強化について

1. 美保基地へのC2輸送機、空中給油機配備など美保基地の軍備機能強化は中止すること。
2. 部品落下事故の再発防止対策を強化すること。市街地上空の飛行は中止すること。
3. 空中給油機は「安本法制」(戦争法)によって、米軍機やオスプレイへの給油も可能となり、住民の命と安全を脅かす危険極まりないものである。空中給油機配備計画ならびに自衛隊へのオスプレイ配備は中止すること。欠陥機であるオスプレイの飛行は行わないこと。